

令和3～6年度使用

都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用

# 教科書調査研究資料

令和2年6月

東京都教育委員会

# 目 次

## 令和3～6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）用教科書調査研究資料について

1 採択の権限と教科書調査研究	1
2 調査研究の留意点	1
3 調査研究資料の構成	2
【参考】東京都教育委員会の教育目標及び基本方針	2
国語	4
書写	26
社会（地理的分野）	48
社会（歴史的分野）	70
社会（公民的分野）	92
地図	114
数学	136
理科	158
音楽（一般）	180
音楽（器楽合奏）	202
美術	224
保健体育	246
技術・家庭（技術分野）	268
技術・家庭（家庭分野）	290
英語	312
道徳	334

## 令和3～6年度使用都立中学校及び都立中等教育学校(前期課程)用教科書調査研究資料について

### 1 採択の権限と教科書調査研究

教科書を採択する権限は、公立学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定により、所管の教育委員会に属する。すなわち、都立学校については東京都教育委員会、区市町村立学校については区市町村立教育委員会が教科書の採択を行うとされている。

都道府県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第11条の規定により、教科書の調査研究を行うこと、区市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、指導、助言又は援助を行うこと、その際には、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）の意見をきかなければならないことが定められている。

また、無償措置法第13条第2項及び第3項の規定では、公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（併設型中学校）及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科書については、あらかじめ審議会の意見をきいて、学校ごとに、種目ごとに一種の教科書を採択することが定められている。

教科書の採択は、実際に生徒の手に渡り、授業等で使用される教科書を決定するということから、採択権者にとって重要な責務の一つである。そのため、教科書の採択に当たっては、各採択権者の責任と権限の下、それぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書を採択するという観点から、十分かつ綿密な調査研究を行うことが必要である。

これらを踏まえ、東京都教育委員会は、都立中学校及び中等教育学校（前期課程）において使用される教科書の適正な採択に資するため、教科書の調査研究を行い、教科書調査研究資料を作成している。

### 2 調査研究の留意点

都立中学校及び中等教育学校（前期課程）（以下「都立中学校等」という。）は、中高一貫教育の中で教養教育を行い、子供の総合的な学力を培うこと、個の確立を図り個性と創造性を伸ばすこと、使命感・倫理感、社会貢献の心など社会的な役割についての認識を深め、国際社会に生き、将来の日本を担う人間として求められる資質を育てることなどをねらいとして整備された。

現在、都立中学校等は、平成17年度に開校した白鷗高等学校附属中学校、平成18年度に開校した小石川中等教育学校（前期課程）、両国高等学校附属中学校及び桜修館中等教育学校（前期課程）、平成20年度に開校した立川国際中等教育学校（前期課程）及び武蔵高等学校附属中学校並びに平成22年度に開校した富士高等学校附属中学校、大泉高等学校附属中学校、南多摩中等教育学校（前期課程）及び三鷹中等教育学校（前期課程）の合計10校が設置されている。

これらの都立中学校等においては、中高一貫教育を行う中で、社会の様々な場面、分野において人々の信頼を得てリーダーとなり得る人材を育成するという方針のもと、理数教育に重点を置いたり、国際理解教育に重点を置いたりするなど、それぞれ特色化を図っている。

東京都教育委員会は、審議会の答申に基づき、中高一貫教育の特色を踏まえつつ、各学校の特色を考慮し、厳正かつ客観的に調査研究を行った。

#### 【参考・令和2年4月16日 審議会答申（抜粋）】

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

### 3 調査研究資料の構成

#### (1) 調査の対象となる教科書の冊数と発行者

「冊数」は文部科学省作成の「中学校用教科書目録（令和3年度使用）」に記載された教科書の点数である。

また、発行者を示す場合には、同目録に記載された「発行者の略称」を用い、掲載順も同目録の掲載順に従った。

#### (2) 各学校の教育課程

各学校の「基本計画検討委員会報告書」の「教育課程編成の基本方針」及び「各教科における学習指導の展開」から、調査研究に関わるものを示した。

#### (3) 教科書の調査研究内容（調査結果は「別紙」）

各学校の「基本計画検討委員会報告書」及び「学校経営計画」を参考に、これらと関連する事項について調査研究し、その結果を数値データとして一覧表にまとめた。

なお、構成上の工夫に関しては、「令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）」を参照した。

### 【参考】東京都教育委員会の教育目標及び基本方針

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神にみちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

東京都教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進していく。

東京都教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

○社会の一員として、社会に貢献しようとする人間

○自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、すべての都民が教育に参加することを目指していく。

（平成13年1月11日東京都教育委員会決定）

### 東京都教育委員会の基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

多様な人々が共に暮らす東京にあって、  
すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。  
そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進する。

### 東京都教育委員会の基本方針 2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術革命が進む東京にあって、  
国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。  
そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

### 東京都教育委員会の基本方針 3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

少子高齢社会の中で総合的な教育力の向上を目指す東京にあって、  
子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、都民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。  
そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

### 東京都教育委員会の基本方針 4 「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

21世紀の教育改革をリードすべき東京にあって、  
家庭・学校・地域の協働とすべての都民の教育参加を進め、都民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。  
そのために、区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、都民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

(平成19年4月1日改定)